

東日本大震災避難者の会

Thanks & Dream

# だれの子どもも被ばくさせない —原発と人権—

あなたは避難を「権利」だと考えたことは、ありますか？

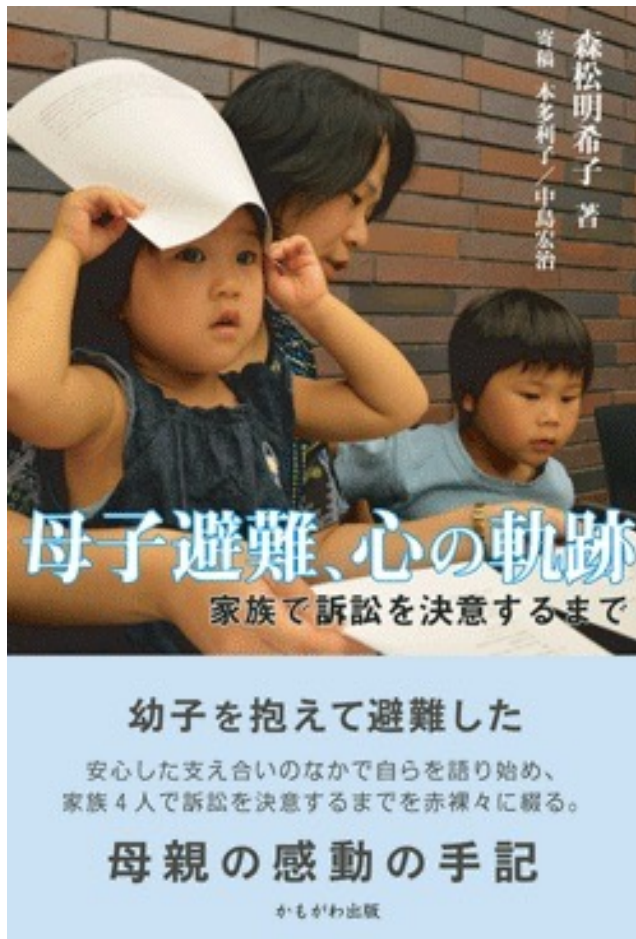
2026年6月27日（土）

第4回放射線防護の民主化フォーラム  
未来への選択を郡山市から考える

森松明希子

東日本大震災避難者の会  
Thanks & Dream

著書『母子避難、心の軌跡—家族で訴訟を決意するまで』(かもがわ出版・2013年)



福島県郡山市



2011年5月

当時、  
0歳と3歳の2児を連れ、  
大阪市へ母子避難  
(自力避難)

2

東電福島原発事故による  
国内避難民 (IDPs)

東日本大震災避難者の会  
Thanks & Dream



強制避難と自主避難（区域外避難）

※どちらも国際社会からみれば「国内避難」

（国連の「国内避難に関する指導原則」参照）

東日本大震災避難者の会

Thanks & Dream

広域避難

自主避難、強制避難

母子避難、世帯避難（家族避難）

分散型避難

コミュニティーまるごと避難

1次避難、1.5次避難、2次避難

一時避難、長期避難

中学生だけバスに乗って疎開避難

（能登半島地震の例）

など

すべて

**国内避難**

避難者は、すべて

**国内避難民（IDPs）**

**internally displaced person(s)**

**internally displaced people**

国際社会ではすでに規範があります。  
たったの30原則（すぐ読めます！）

## 国連の「国内避難に関する指導原則」

GPID : Guiding Principles on Internal Displacement

### 提言：この国連の指導原則の立法化

法の欠缺、制度、施策の不備をカバーできる。  
すでに世界では立法化されている国もある。

私たち一人ひとりができることは、  
この指導原則に「あてはめ」て、  
「誰の」「どんな」「**基本的人権**」がおびやかされているのかを  
**具体的にかんがえてみる。** →結果、すべての人の**人権が尊重**される。

◆重要◆加害責任とは別に、保護義務としての基本的人権に基づく保護・救済を政府・避難元・避難先自治体は行わなければならない。

# 国内避難に関する 指導原則 を知るために

このパンフレットは、国連の「国内避難に関する指導原則」の外務省仮訳をさらにわかりやすく抄訳したものです。戦争や内戦、災害や開発などによって国内での避難生活を余儀なくされている人たちの人権は、さまざまな時・場面で侵害されることがあります。災害の多い日本でも、避難時にこの原則が遵守され人びとの人権が守られるよう、広く多くの人に知ってもらいたいとの願いからこのパンフレットを制作しました。まずは、私たちと一緒にこの原則の存在を知り、理解してみませんか。「国内避難に関する指導原則」原文や日本語の外務省仮訳全文は、裏表紙にある国連人権高等弁務官事務所や外務省の各サイトをご覧ください。

発行：ひなんネット協会

## 国内避難に関する指導原則 【序文】（抄訳）

この指導原則は、世界各地でなんらかの原因によって国内避難を余儀なくされている人たちのニーズに対処するためのものです。

ここでいう「国内避難者」とは、武力紛争、天災や人災などにより人権が危うくなったために、自分の住んでいる家や地域を離れ国内で避難する人、強制的に国内での避難を余儀なくされた人や集団のことを指します。

この指導原則は、国際人権法、国際人道法を反映した手引き（ガイドライン）なので、国内避難に関わる国連の部署、その国や行政、避難当事者（とその集団）、支援団体（NPOやNGOなど）は、これを広めて適用していきましょう。



**1 人権・人道の尊重**

人びとの避難につながる状況を回避するため、国や地域間は、国際法の下に人命や人道を守る義務がありそれらを尊重してはなりません。



**2 適正な避難の手続き**

「政府などの都合や考えによって自分の住まいや住んでいるところから強制的に避難させられることがない権利」がすべての人にあります。さまざまな差別、戦争や内戦、大規模な自然災害プロジェクト、災害を理由に強制的に避難させられてはなりません。



**3 避難の時の配慮**

人びとが避難する前に、他の方法で保護できるか検討する必要があります。避難による被害を最小化し、避難者は生命、安全や尊厳を確保し、家族がばらばらにならないように対応する必要があります。戦争や災害などの非常時には、さらにきめ細やかな対応が必要です。



**4 先住民や農民などの権利を守る**

国には、その土地に特別なつながりがある、古くから暮らしてきた人びとや先住民グループ、農業や牧畜などその土地でなければできない暮らしをしている人たちの権利を守ることがあります。



**5 侵されない生命・尊厳・自由・安全**

生命、尊厳、自由、安全の権利を侵すような避難のさせ方としてはいけません。



### 国内避難に関する指導原則の原文など

- The Guiding Principles on Internal Displacement  
国内避難に関する指導原則 原文 (48頁)  
<https://www.unhcr.org/media/guiding-principles-internal-displacement>
- 国内避難に関する指導原則 600頁  
日本語によるガイドラインが提供されています。バージョンは2009年12月版です。  
<https://www.unhcr.org/refugees/4/1998/33/eng.pdf>
- 国内避難に関する指導原則 (48頁) 日本語版ウェブサイト  
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/visu/00010700.pdf>
- 国際人権宣言 (2001) 日本語版ウェブサイト  
[https://www.mofa.go.jp/mofaj/gp/ku/nadhr/10\\_001.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/gp/ku/nadhr/10_001.html)

### 国内避難を余儀なくされた人の人権に関わる日本の法律

- 民法
- 災害対策基本法
- 災害救助法
- ケース別対応ガイド
- 被災者生活再建支援法



【発行】  
ひなんネット協会  
1400内蔵 | 多岐川町 | 多岐川町 | 多岐川町  
〒120-0004 東京都千代田区千代田

災害からの命の守り方  
—私が避難できたわけ—  
(文芸社・刊/森松明希子・著)



福島で原子力災害を目の当たりにしたごく普通の私が、  
一人の人間として伝えたいこと。

**逃げることは「権利」だと、  
考えたこと、ありますか？**

### 【目次】

- 第8章 逃げることは権利だ！
- 8-1 あなたは「専門家」？
  - 8-2 問題の本質は何か？
  - 8-3 問題の本質を見るところ
  - 8-4 原子力災害に直面したときの問題の本質
  - 8-5 水をかけてもダメでしょ
  - 8-6 福島原発事故で侵害された利益と避難の正当性
  - 8-7 憲法前文—平和のうちに生きる権利（平和的生存権）
  - 8-8 憲法13条と21条—尊厳と自由
  - 8-9 「被ばくからの自由」の具体的権利内容
  - 8-10 憲法25条—健康で文化的な最低限度の生活って何ですか？
  - 8-11 憲法14条—命は平等に守られていますか？
  - 8-12 初期被ばくと「持続的被ばく」の理論
  - 8-13 「被ばくからの自由」の二つの側面
  - 8-14 国際社会からみた3・11避難者
- 第9章 ある日、突然国連へ
- 9-1 なぜ私は国連でスピーチすることが出来たのか
  - 9-2 つながりと日々の地道な発信
  - 9-3 国連人権理事会でのスピーチが意味するもの  
\* 37回人権理事会本会議 森松明希子スピーチ

東日本大震災避難者の会

# Thanks & Dream

## 原発賠償関西訴訟



ふつうの暮らし 避難の権利  
つかもう安心の未来

## 京都訴訟



認めろ！避難の権利  
守れ！子どもの未来

## 兵庫訴訟



子どもたちの未来 あたり前の日常  
認めよ！避難の権利



東日本大震災避難者の会

## Thanks & Dream

わたしは、2011年5月、福島の大災害から逃れるために、二人の子どもを連れて避難しました。

原発事故直後、放射能汚染は広がりました。

わたしたちには、情報は知らされず、無用な被ばくを重ねました。

空気、水、土壌がひどく汚染される中、わたしは、汚染した水を飲むしかなく、赤ん坊に母乳を与えてしまいました。

放射能から逃れ、健康を享受することは基本的原則です。日本の憲法は、「全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ平和のうちに生存する権利」と書かれています。

しかし、日本政府は市民をまもるための施策は、ほとんど実施してきませんでした。

そのうえ、日本政府は放射線量の高い地域への帰還政策にばかり力を注いでいます。

日本政府は、国連人権理事会での勧告を、ただちに、完全に受け入れ、実施をしてください。(以下略)

2018年3月19日国連人権理事会での森松明希子演説

東日本大震災避難者の会

## Thanks & Dream

**日本国憲法 前文第2項の最後**  
われらは、全世界の国民が、  
ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、  
平和のうちに生存する権利を有すること  
を確認する。

↑  
これが**平和的生存権**の規定です

2018年3月19日

国連人権理事会でのスピーチ直後の  
インタビュー@NHK

国連人権理事会イメージ写



実際のインタビューの様子



東日本大震災避難者の会  
**Thanks & Dream**

グリーンピース  
まとめより

第3回UPR勧告

2017年

**6.215.**



オーストリア  
政府の勧告

福島の高放射線地域からの自主避難者に対して、住宅、金銭その他の生活援助や被災者、特に事故当時子供だった人への定期的な健康モニタリングなどの支援提供を継続すること。

**6.217.**



ドイツ  
政府の勧告

特に許容放射線量を年間1ミリシーベルト以下に戻し、避難者及び住民への支援を継続することによって、福島地域に住んでいる人々、特に妊婦及び児童の最高水準の心身の健康に対する権利を尊重すること。

**6.216.**



ポルトガル  
政府の勧告

男性及び女性の両方に対して再定住に関する意思決定プロセスへの完全かつ平等な参加を確保するために、福島第一原発事故の全ての被災者に国内避難民に関する指導原則を適用すること。

**6.218.**



メキシコ  
政府の勧告

福島原発事故の被災者及び何世代もの核兵器被害者に対して、医療サービスへのアクセスを保証すること

13

## 原発事故で侵害された法益

「放射線被ばくから免れ健康を享受する権利」

つまり

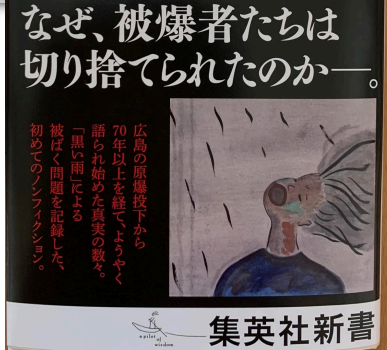
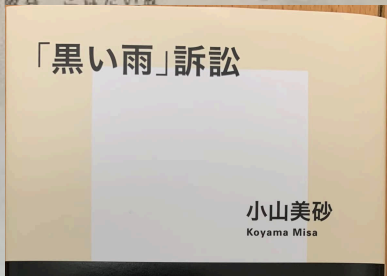
健康に生きる権利  
生命・健康に対する自己決定権

健康に対する権利

# 東日本大震災避難者の会 Thanks & Dream

2021年2月18日 @ 毎日新聞

毎日新聞デジタル版



「被ばくからの自由」が  
新聞の見出しに!!

# 被ばくからの自由（「避難の権利」含む）

- ◆ 絶対的被ばく拒否権
- ◆ 選択的被ばく回避権
  - ・ 広義の被ばく回避権と狭義の被ばく回避権
  - ・ 積極的被ばく防護権と消極的被ばく拒否権
- ◆ 被ばく情報コントロール権
  - ・ 広義
  - ・ 狭義

# 根拠となる条文

- ◆憲法前文「恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利」  
(いわゆる平和的生存権)
- ◆憲法13条「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利」  
(いわゆる幸福追求権)
- ◆憲法**25**条の「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」  
(いわゆる生存権)
- ◆国際人権法など

# 「避難の権利」とは

狭義の被ばく回避権  
積極的被ばく防護権の行使

原発事故から避難をした人だけの  
正当性を主張するものではない



全ての人の生命・健康に対する根本的な権利

## 被ばくからの自由（「避難の権利」含む）

基本的人権の中でも  
人の生命・健康に関わる最も重大な権利

主体的（能動的）な権利であると同時に  
請求権的（受益権的）側面を併せ持つ



## “福島第一原発事故影響で甲状腺がんに” 集団訴訟 裁判始まる

2022年5月26日 20時38分

東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響で甲状腺がんになったとして、事故当時子どもだった6人が東京電力に賠償を求めている裁判が、26日から始まりました。

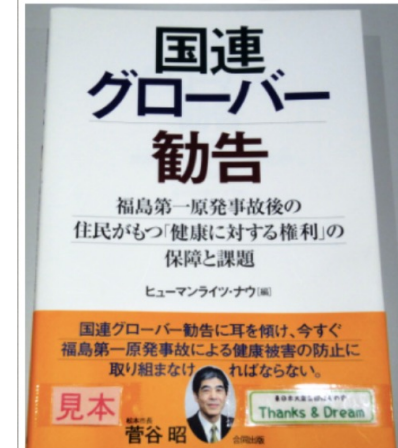
11年前、福島第一原発事故が起きたとき6歳から16歳だった6人は「当時福島県内に住んでいて、原発事故による放射線被ばくの影響で甲状腺がんになった」と主張して、東京電力に6億円余りの損害賠償を求めています。

2022年5月26日 NHK NEWSWEB より  
@311子ども甲状腺がん裁判の報道

### 国連グローバル勧告

福島第一原発事故後の住民がもつ  
「健康に対する権利」の保障と課題

ヒューマンライツ・ナウ 編  
合同出版 2014/08/25



国連人権理事会特別報告者のアナンド・グローバー氏は2012年11月に来日して、福島県をはじめとする地域の人々の聞き取り調査を行い、2013年5月に報告書を提出しました。その中では、放射線被ばくに対する健康への権利の実現に向けて、日本政府による**放射線防護の施策**や放射線副読本の内容の改善に関する勧告も行っています。

日本政府はこれに対し、詳細な反論を国連に提出。勧告を誠実に遵守する姿勢があるのか、問われています。

HRN主催20140320・21シンポジウム案内ページより引用

☆重要☆

日本政府がどのような対応をしても  
グローバル勧告は現在も**有効**である

# 子どもが守られない社会は、 誰も守られない社会だと私は思うのです



43-54  
**子どもの権利条約**  
 CRC30  
 条約のしるし

日本ユニセフ協会HPより引用

日本ユニセフ協会HPより引用

### 第3条

1. 児童に関するすべての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。
2. 締約国は、児童の父母、法定保護者又は児童について法的に責任を有する他の者の権利及び義務を考慮に入れて、児童の福祉に必要な保護及び養護を確保することを約束し、このため、すべての適当な立法上及び行政上の措置をとる。

### 第24条

1. 締約国は、到達可能な最高水準の健康を享受すること並びに病気の治療及び健康の回復のための便宜を与えられることについての児童の権利を認める。締約国は、いかなる児童もこのような保健サービスを利用する権利が奪われないことを確保するために努力する。
2. 締約国は、1の権利の完全な実現を追求するものとし、特に、次のことのための適当な措置をとる。
  - a. 幼児及び児童の死亡率を低下させること。
  - b. 基礎的な保健の発展に重点を置いて必要な医療及び保健を確保すること。
  - c. 環境汚染の危険を考慮に入れて、基礎的な保健の枠組みの簡便性に利用可能な技術の適用により並びに十分に栄養のある食料の供給及び栄養不良と戦うこと。

24

健康・医療への権利

6

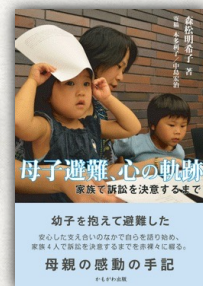
生きる権利・育つ権利

3

子どもにもっともよいことを

### 第6条

1. 締約国は、すべての児童が生命に対する固有の権利を有することを認める。
2. 締約国は、児童の生存及び発達を可能な最大限の範囲において確保する。



## 会見レポート

いいね! 207

ツイート

2022年10月07日 13:00 ~ 14:30 10階ホール

国連「国内避難民の人権に関する特別報告者」セシリア・ヒメネス＝ダマリーさん (UN expert Cecilia Jimenez-Damary) 会見



### 会見メモ

東京電力福島第一原発事故により避難を余儀なくされた避難民の調査のため来日している国連の国内避難民人権特別報告者のセシリア・ヒメネス＝ダマリーさんが、調査終了報告書（初期考察）について会見した。

ヒメネスさんは、国連人権理事会に任命され、2016年から同報告者を務める。日本での調査は今回が初。

初期考察では「避難民は強制避難か自主避難かを問わず全員が国内避難民であり、他の日本国民と同等の権利権限を有する」と明記。

<https://www.jnpc.or.jp/archive/conferences/36392/report>

## ◆福島原発事故 における国内避 難民の人権

## ◆避難中の IDPs の権利

- 初期考察のまとめでは「IDPs（避難民）は、強制避難か自主避難かを問わず全員が国内避難民であり、他の日本国民と同等の権利権限を有する。」と明記

東日本大震災避難者の会  
**Thanks & Dream**

あなたは「避難者」になれますか？

**3.11 避難者の声**  
 ~当事者自身がアーカイブ~

東日本大震災避難者の会  
**Thanks & Dream**

もくじ

- ◆避難者の「声」を届けませんか
- 3.11 避難者の声@神戸ミナリエ展示 (2014年12月4~8日)
- 東日本大震災4周年企画@梅田 (2015年3月4日~11日)
- 東日本大震災5周年企画@梅田 (2016年3月1日~11日)
- ◆映画の感想
- ◆意見陳述書
- ◆特別寄稿
- 手記
- 避難住宅問題
- 避難者いじめ問題
- ◆ラジオ放送
- ◆研究論文
- ◆避難者あるある575



冊子「3.11 避難者の声~当事者自身がアーカイブ~」は無料ですが、できるだけ多くの方々に普及していくための費用として1冊500円程度のカンパをお願いします。ご協力いただけましたら幸いです。

この国で放射能と向き合おうとしようよ...

**いつでも 誰でも ある日、突然  
 マイノリティ (少数派) になる可能性**

**3.11** あなたならどうする？  
 子どもを守るための苦渋の決断  
 当事者にしか分からないあのとき経験したこと  
 何が起こっていたのか事実をお伝えします  
**3.11** 現実を語る声が風化し消えゆく前に伝えたい  
 後は何をより大切にしなければならぬのか

母子？家族？単身？それぞれの避難の選択  
**3.11** 避難者の溢れる思いの詰まった1冊です  
 来るべくして来る大災害に「備える」ための1冊となれば！  
 未来のために防災・減災そして災害時の教訓となりえる事実が満載！

**新冊子『3.11 避難者の声』完成！**  
 ~当事者自身がアーカイブ~  
**3.11** から6年避難の記録・記憶・避難者の声を私たちの手で残しました  
**3.11** 原発事故避難者100人100様の「声」  
 こうして私は避難を決めた！



東日本大震災避難者の会 Thanks & Dream  
 BLOG : <http://sandori2014.blog.fc2.com/>  
 MAIL : [sandori2014@gmail.com](mailto:sandori2014@gmail.com)

郵便振替: 記号 14170 番号 58568201  
 加入者名: 東日本大震災避難者の会 Thanks & Dream  
 ヒガシニホンダイシンサイヒナシヤノカイサンクスアンドドリーム

たちの手で残しました

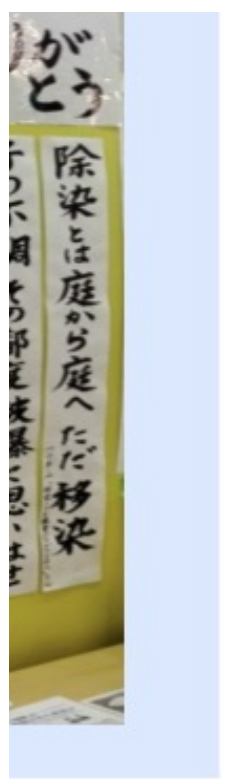


選択



而となれば!

る事実が満載!



s & Dream  
 アンドドリーム

# 言論の自由を手放さない👊 民主主義って何だ？

## 【目次】

### 第11章 言論の封じ方

- 11-1 助成金—お金のはなし
- 11-2 「お金もらってやってるんでしょ」
- 11-3 「賠償金もらってるから」
- 11-4 権利を勝ち取るという不断の努力
- 11-5 分断を乗り越える—安定ヨウ素剤の例
- 11-6 不幸自慢の行き着く先—「ふるさと論」による分断
- 11-7 権利に名前をつけたいわけじゃない
- 11-8 「権利」は裁判官が決めるもの？
- 11-9 「ママだから」という言葉
- 11-10 住宅無償提供打ち切り問題も人権侵害
- 11-11 「もっと大変な人がいるから」は権利を手放す理由にはならない
- 11-12 我慢は美徳なのか
- 11-13 「フレコンの 前で子育て わたし無理」
- 11-14 命を守る



災害からの命の守り方  
—私が避難できたわけ—  
(文芸社・刊/森松明希子・著)

# Thanks & Dream

## ☆自由な言論の場（安心して語れる場）が必要

タブーをのりこえる、理解されないどころか攻撃（口撃）されたら誰も語れない  
→「隠れ避難」「隠れ避難民」となる

## ☆言論を萎縮させる言葉

- ・いつまで避難者やってるの？
- ・〇〇よりたいへんな人がいる。あなたはまだマシ（謎の不幸自慢・不幸比べ）
- ・「放射能」「汚染」「被ばく」って言わないで！（言論にフタ）
- ・福島出身じゃないから避難できるのよね？（避難元を捨てたと決めつけ）
- ・福島出身じゃないのに福島を語らないで！（出身地差別）
- ・原発から何キロメートルのところに住んでたの？（距離マウント）
- ・国（県）相手に訴える（裁判）なんて政治的。就職に不利になる（人権意識の欠如）
- ・人権って言ったら補助金（助成金）減らされる!!（誤った人権の理解）
- ・その他一【言い換え話法】による被害の矮小化・責任転嫁

## ☆名言・教訓

- ・放射能は県境では止まらない・原発問題は人権問題・放射能てんでんこ
- ・毎日が避難するという「決断」の連続
- ・「避難の権利」「無用な被ばくを避ける権利」「被ばくからの自由」
- ・避難者の存在とフレコンバッグは被害の見える化
- ・原子力災害（核災害）の被害の本質は被ばく
- ・被ばくするかしないかは私が決める
- ・避難当事者こそが避難の「専門家」
- ・風評ではなく実害
- ・避難を非難する社会で良いのでしょうか？

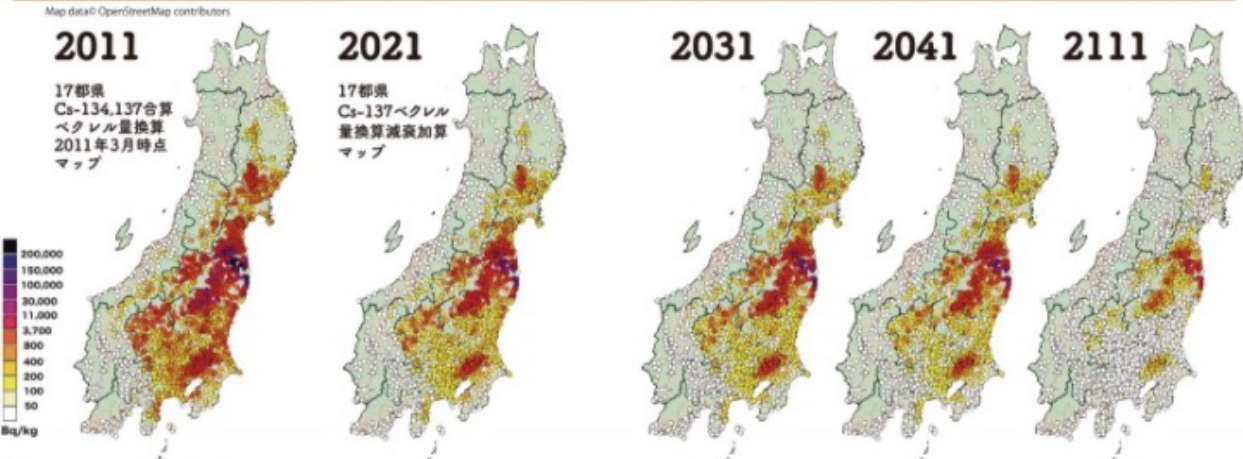
東日本大震災避難者の会  
**Thanks & Dream**

2025年12月19日更新@森松明希子

「言い換え話法」一覧		
		
自主避難	→	自力避難、区域外避難
避難者	→	国内避難民 (Internally Displaced Persons: IDPs)
<b>《矮小化をアシスト》</b>		
原発事故	→	原子力惨禍、原子力惨事、核惨事
the Fukushima Daiichi Nuclear Accident (事故)	→	Fukushima Daiichi Nuclear disaster (大災害)
the Fukushima Daiichi Nuclear Accident (事故)	→	Fukushima catastrophe (大惨事)
原子力災害	→	核災害、核災、放射能災害、放射能公害
<b>《クリーンなイメージに！イメージアップ》</b>		
再運転	→	再稼働
処理水、ALPS処理水、トリチウム処理水、処理途上水	→	汚染水
除染土、除去土壌 <b>復興再生土</b>	→	汚染土
除染	→	移染
<b>《まやかし話法》</b>		
なんでも「中間」をつける ex.中間貯蔵施設、中間指針		
<b>《マジックワード》</b>		
風化		もともと全体像を把握していない
風評、風評被害	→	実害、実質的損害
「風評加害者」にならないように	→	加害者は誰？被害者は誰？加害責任を追及される側からの発信

# 東日本大震災避難者の会 Thanks & Dream

## 東日本土壌ベクレル測定プロジェクト 放射性セシウム汚染減衰推計100年マップ 2011-2111



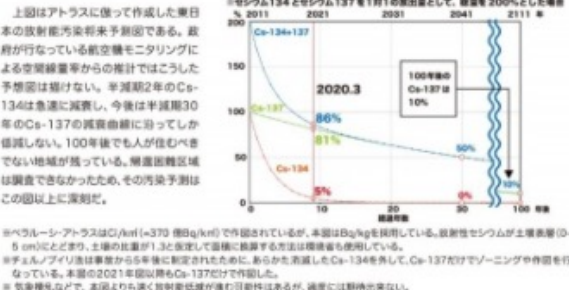
### チェルノブイリ事故後に作られた「アトラス」に倣って

1986年チェルノブイリ原発事故でひどい汚染を被った旧ソ連3国(ロシア、ウクライナ、ベラルーシ)は、事故から5年後にチェルノブイリ法を制定し、実効線量とともに精密な土壌中放射能の測定データをもとに、厳しい汚染地域区分を設定して人々の被ばくの低減を図ってきた。ベラルーシ・ロシア両政府の非常事態省が刊行した汚染地図帳(アトラス)には、州ごとに事故直後から70年後まで10年毎に8枚の地図が掲載され、住民が将来いつになったら復旧に期待できるかを判断できるものとなっている。

ところが福島第一原発事故を起こした日本政府は、本格的な土壌調査を福島県と隣接域で一度行っただけで、その後は空間線量率だけで汚染対策を進めてきた。しかも年間20 mSv(チェルノブイリ法では強制移住ゾーン)という過酷な基準を押し付けて、これより線量が下れば帰還を強いている。



### 土壌のベクレル測定を行なったからこそできる100年後の未来予想図



「図説 17都県放射能測定マップ+読み解き集」はこちらからチェック!





国策で推し進めた原発事故によって  
無差別に放射性物質がばらまかれ、環境を汚染しました



原発は国策なのに、被ばくから  
平等に身を守る制度は9年経っても何ひとつありません

放射線被ばくから免れ健康を享受する権利は  
世界に通じる普遍的な権利です



2020年8月27日公害被害者総行動  
小泉環境大臣への被害の訴え  
@環境省（東京・霞が関）

（朝日新聞・青木美希記者  
Twitterより）

福島県の避難者の集計方法の違い

復興庁	戻す意思があれば避難者と定義。総務省が稼働させる全国避難者情報システムで数を集計
福島県 県外避難	国の全国避難者情報システムを通じ数を把握
福島県 県内避難	仮設住宅や親戚、知人宅に仮住まい状態だと避難者。災害公営住宅などへの入居者は含まず
大熊町・富岡町・飯館村	住民票移転で避難終了
浪江町	震災時に住民登録していた人は今も避難者。災害公営住宅などに移っても避難継続と扱う
田村市	本人が「避難中」と意思表示している人は避難者

### 東日本大震災 支援妨げに

2011年の東日本大震災と東京電力福島第1原発事故の避難者数を巡り、福島県が現在約3万6千人としているのに対し、県内の各自治体が避難者とする総数は少なくとも6万7千人を超え、3万人以上の開きがあることが30日、共同

# 福島県「3.6万人」 県内自治体「計6.7万人」

## 原発避難集計 3万人差

9次提言で、避難実態を踏まえた数を把握し、避難元の自治体と協議して適切な調査方法を検討するよう国に要請。復興庁は取材に「対応を考えた」としている。共同通信は昨年12月、今年1月、避難者の多い福島県浜通りと中通りの42市町村を取材。一部自治体は避難者数を明らかにしていないため、県公表分の約2万4千人だった。また福島県内に避難した人数で比べると、県公表分

2011年の東日本大震災と東京電力福島第1原発事故の避難者数を巡り、福島県が現在約3万6千人としているのに対し、県内の各自治体が避難者とする総数は少なくとも6万7千人を超え、3万人以上の開きがあることが30日、共同通信の取材で分かった。

復興庁は取材に「対応を考えた」としている。共同通信は昨年12月、今年1月、避難者の多い福島県浜通りと中通りの42市町村を取材。一部自治体は避難者数を明らかにしていないため、県公表分の約2万4千人だった。また福島県内に避難した人数で比べると、県公表分

# 福島避難者数 3万人の差

## 県・市町村の集計ばらばら

復興庁は取材に「対応を考えた」としている。共同通信は昨年12月、今年1月、避難者の多い福島県浜通りと中通りの42市町村を取材。一部自治体は避難者数を明らかにしていないため、県公表分の約2万4千人だった。また福島県内に避難した人数で比べると、県公表分

特集 NIE「こどものページ」  
社 金 竹田氏聴取、仏「欠陥多い」  
くらし 親子で一緒にストレス解消  
きょうの運勢 11 救急

ニュース・話題 満  
大阪日日新聞・週刊大阪日日新聞・日本海新聞ホームページは  
大阪日日 検索

さよらの 6-9時 9-12時  
大阪の天気  
12時 0%  
15-18時 0%  
18-21時 0%  
あすから 1日(雨) 40% 2日(雨) 70% 3日(雨) 20% 4日(雨) 20% 5日(雨) 20%

神戸新聞・大阪日日新聞  
2021年1月31日  
※2011年3.11から10年も経過しているのに！

**「被ばくからの自由」という  
基本的人権を手放さない**

東日本大震災避難者の会

**Thanks & Dream**

毎日新聞2020年10月23日

原発事故からの避難を困連でスピーチ 森松明希子さん

**分断越え連携したい**

**無用な被ばく避けるのは権利**



「自分自身が権利と、命のやり方を守りたい」と訴えて、避難者明希子さん。大阪府東淀川区（前掲）一部撮影

「自分自身が権利と、命のやり方を守りたい」と訴えて、避難者明希子さん。大阪府東淀川区（前掲）一部撮影

「自分自身が権利と、命のやり方を守りたい」と訴えて、避難者明希子さん。大阪府東淀川区（前掲）一部撮影

産経新聞2021年3月14日

**被曝避け命守る権利訴える**

自主避難者の10年 東日本大震災

福島・郡山を離れ大阪に 森松明希子さん 47

自分自身が権利と、命のやり方を守りたいと訴えて、避難者明希子さん。大阪府東淀川区（前掲）一部撮影

「自分自身が権利と、命のやり方を守りたい」と訴えて、避難者明希子さん。大阪府東淀川区（前掲）一部撮影

「自分自身が権利と、命のやり方を守りたい」と訴えて、避難者明希子さん。大阪府東淀川区（前掲）一部撮影

**被ばくからの自由**

- 絶対的被ばく拒否権
- 選択的被ばく回避権
- 被ばく情報コントロール権

京都新聞2021年1月27日

**自主避難「命守る権利」**

子々と大阪へ女性が本出版

**賠償金など格差訴え**

東日本大震災 10年

「自分自身が権利と、命のやり方を守りたい」と訴えて、避難者明希子さん。大阪府東淀川区（前掲）一部撮影

「自分自身が権利と、命のやり方を守りたい」と訴えて、避難者明希子さん。大阪府東淀川区（前掲）一部撮影

「自分自身が権利と、命のやり方を守りたい」と訴えて、避難者明希子さん。大阪府東淀川区（前掲）一部撮影

「自分自身が権利と、命のやり方を守りたい」と訴えて、避難者明希子さん。大阪府東淀川区（前掲）一部撮影



# Thanks & Dream

## 現状と課題

### (その1) ばらまかれたもの

- ・ 水を掛けられても損害賠償請求できる。
- ・ では硫酸を掛けられたら？→できる。
- ・ では放射能を掛けられたら？→水よりは確実に被害は大きい。硫酸と比べてどちらが酷い、権利侵害が大きいと言えるのか？（晩発性をどのように考慮するか）

### (その2) 逃げる

- ・ 隣の家が火事で燃えてたら逃げる→逃げてでもバッシングされない。
- ・ 原発が爆発したので逃げる→非国民、放射脳、神経質、気にしすぎ、歩く風評被害など、異常にバッシングを受けることになる

### (その3) 保護責任者遺棄の理論

- ・ 国策ですすめた原発の放射能バラマキ事件

色も匂いも体感もできない→ばらまかれても気づかない、逃げようがない、「知らせる」「逃がす」「助ける」べきでは？

被曝から人命・健康を保護する責任は国と東電にはないの？

調べない、知らせない、助けない = 不作為による違憲状態では？

## 誰の、何の「権利」が おびやかされているのか？

### 【目次】

#### 第10章 自分の頭で考えることが最高の危機管理

##### 10-1 国会に声を届けたい

\* 参議院 東日本大震災復興特別委員会 参考人 意見陳述

##### 10-2 二重住民票

##### 10-3 予防原則

##### 10-4 「かわいそうな人」ではない

##### 10-5 大臣発言

##### 10-6 「命を守る訓練」とは？

##### 10-7 憲法を盾に一コスタリカの実践に触れて

##### 10-8 権利主張を忌み嫌う国民性？

##### 10-9 リスクコミュニケーションという横文字

##### 10-10 人権問題として捉えていないと簡単に言論は封じられる

##### 10-11 避難者の会を立ち上げた理由



災害からの命の守り方  
—私が避難できたわけ—  
(文芸社・刊/森松明希子・著)

東日本大震災避難者の会

Thanks & Dream

最後までお聞き下さり、  
ありがとうございました。

東日本大震災避難者の会 Thanks & Dream（サンドリ）代表  
原発賠償関西訴訟原告団代表  
原発被害者訴訟原告団全国連絡会共同代表  
福島→大阪・2児を連れて国内避難中

森松明希子


東日本大震災避難者の会

Thanks & Dream

(参考資料)

による  
国内避難民（

森松明希子 著  
吉原 本多利子 / 中島宏治



**母子避難、心の軌跡**  
家族で訴訟を決意するまで

幼子を抱えて避難した  
安心した支え合いのなかで自らを語り始め、  
家族4人で訴訟を決意するまでを赤裸々に綴る。

**母親の感動の手記**  
かもがわ出版



Aiko Morimatsu, a Fukushima evacuee mother and now one of the most active leaders of the antinuclear movement in Japan

**red kimono**  
in solidarity with those suffering as a result of the nuclear catastrophe in Fukushima Daiichi, Japan • 福島第一原発事故の影響で苦しむ方々に寄り添って  
This is the first volume of the book originally produced for the Red Kimono exhibition at Chelsea Hall, London, 2-28 September 2015.  
www.redkimono.org

A speech, letters and memoirs  
by  
evacuees from Fukushima

福島原子力発電所事故からの避難者たちによる  
スピーチ、手紙、そして避難手記

Thanks & Dream  
The Great East Japan Earthquake & Nuclear Disaster Evacuee Association  
www.great-east-japan-earthquake.org | aiko@redkimono.com  
Address: c/o Rights Law firm  
The Bate Inc. 2/F, 2-1-10 Shibuya, 151-8543, Tokyo, Japan

3.11避難者の声  
～当事者自身がアーカイブ～

森松明希子 著  
Thanks & Dream

もくじ

- 避難者の「声」を届けませんか
- 3.11避難者の声 避難者からメッセージ編が (2014年12月4日～8日)
- 日本大震災4周年記念出版特刊 (2015年3月4日～11日)
- 日本大震災5周年記念出版特刊 (2016年3月12日～11日)

避難者おたすための助成の感想  
【2014-1】  
【10歳未満の子ども】  
【日本と海外】  
震災関連書籍  
特別出版  
手記  
手紙  
避難者で読む  
避難者としての時間  
レポート・報告  
ラジオ放送  
研究論文  
編集後記

森松明希子 著  
Thanks & Dream

災害からの命の  
守り方

—私が避難できたわけ—

森松 明希子  
MORIMATSU Akiko



2011年3月11日  
—いったいあの時、  
何が起こったのか。

日本というこの国で、  
ごくふつうに暮らす一般市民の私が、  
原発事故の被災者として、  
避難者として、  
一人の人間として伝えたいこと。

文芸社◇定価(本体1,700円+税)

避難の権利（健康を享受する権利）を行使した  
人々の証言集

『災害からの命の守り方—私が避難できたわけ—』  
(文芸社・2021年1月)

東日本大震災避難者の会

Thanks & Dream

広域避難

自主避難、強制避難

母子避難、世帯避難（家族避難）

分散型避難

コミュニティーまるごと避難

1次避難、1.5次避難、2次避難

一時避難、長期避難

中学生だけバスに乗って疎開避難

（能登半島地震の例）

など

すべて

国内避難

避難者は、すべて

国内避難民（IDPs）

internally displaced person(s)

internally displaced people

## 国連報告者の9月訪日決まる 福島原発事故、初の避難者調査

2022年6月3日 09時54分 (共同通信)



国連のセシリア・ヒメネスダマリー特別報告者（国連人権高等弁務官事務所提供）

だ。

関連キーワード

国際

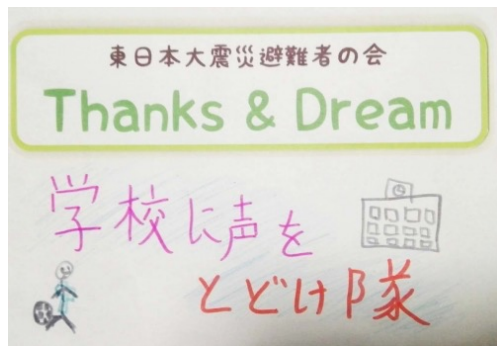
東京電力福島第1原発事故の避難者調査を求めている国連のセシリア・ヒメネスダマリー特別報告者（国内避難民の権利担当）が9月26日～10月7日に訪日することが3日までに決まった。国連人権高等弁務官事務所とヒメネスダマリー氏が明らかにした。

国連人権理事会に任命された専門家による避難者の本格的調査が実施されるのは初めて。原発事故の自主避難者は住宅支援打ち切りなどで厳しい生活環境にあり、人権団体などが懸念を示している。

ヒメネスダマリー氏によると、調査の具体的なスケジュールは調整中。復興庁や外務省当局者らとの会談や、自主避難者の聞き取り調査などが行われそう

国連の正式名称は「国内避難民の人権に関する特別報告者」  
(Special Rapporteur on the Human Rights of Internally Displaced Persons)

2022年6月3日東京新聞WEBより



# 東日本大震災避難者の会 Thanks & Dream

2021年2月4日舞子高校での特別授業  
@神戸新聞

※新聞紙面に #国内避難民 という言葉が載ったことは、一歩前進。

国連の #国内避難に関する指導原則 の内容をもっと多くの人を知ってほしいと思います。

※私は避難した人たちだけの正当性を訴えているのではありません。#避難の権利 とは #放射線被ばくから免れ健康を享受する権利 のことです。今こそ #被ばくからの自由 を確立すべきときなのです。

#普遍性 #基本的人権 #福島原発事故



「自主避難者を非難する風潮もあり、被災者間で分断が深まっている」  
「放射性物質は行政区画と関係なく広がる。  
避難が『強制』か『自主』かを市町村単位で区切ることは理不尽だ」  
「逃げる権利があり、行政には避難者を保護する義務があるはず」  
「いつか防災や災害救助の道に進んだ時、  
当事者の声に耳を傾ける人になってほしい」

国際社会ではすでに規範があります。  
たったの30原則（すぐ読めます！）

## 国連の「国内避難に関する指導原則」

GPID : Guiding Principles on Internal Displacement

### 提言：この国連の指導原則の立法化

法の欠缺、制度、施策の不備をカバーできる。  
すでに世界では立法化されている国もある。

私たち一人ひとりができることは、  
この指導原則に「あてはめ」て、  
「誰の」「どんな」「**基本的人権**」がおびやかされているのかを  
**具体的にかんがえてみる。** →結果、すべての人の**人権が尊重**される。

◆重要◆加害責任とは別に、保護義務としての基本的人権に基づく保護・救済を政府・避難元・避難先自治体は行わなければならない。

# 第196回 参議院 東日本大震災復興特別委員会

2018年（平成30年）7月11日

「立法化をお願いしたい」「住民票問題」他提言



**原発の避難者  
参院委で訴え**  
「被曝免れる権利を」

原発事故の避難者として3月、国連人権理事会でスピーチした森松明希子さん（44）＝福島県郡山市から大坂市に避難中＝が11日、参院東日本大震災復興特別委員会に参考人として招かれ「住宅提供が打ち切られてやむなく帰還する世帯もある。被曝を免れるための避難の権利を守ってほしい」と訴えた。

同理事会では昨年、原発事故関連でドイツなど4カ国が日本に対し、避難民の権利の保護について述べた「国内避難民に関する指導原則」の適用や自主避難者への住宅支援の継続などを勧告している。

11日の参院特別委で森松さんは同原則に触れ「立法化をお願いしたい」とも訴えた。同じく参考人として出席した熊本美彌子さん（76）＝同県田村市から都内に避難中＝は、住宅提供を打ち切られた人のその後を全国調査するよう訴えた。

参考人として話す  
森松明希子さん

## 原発事故で侵害された法益

「放射線被ばくから免れ健康を享受する権利」

つまり

健康に生きる権利

生命・健康に対する自己決定権

健康に対する権利

# 被ばくからの自由（「避難の権利」含む）

- ◆ 絶対的被ばく拒否権
- ◆ 選択的被ばく回避権
  - ・ 広義の被ばく回避権と狭義の被ばく回避権
  - ・ 積極的被ばく防護権と消極的被ばく拒否権
- ◆ 被ばく情報コントロール権
  - ・ 広義
  - ・ 狭義

# 根拠となる条文

- ◆憲法前文「恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利」  
(いわゆる平和的生存権)
- ◆憲法13条「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利」  
(いわゆる幸福追求権)
- ◆憲法**25**条の「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」  
(いわゆる生存権)
- ◆国際人権法など

東日本大震災避難者の会

## Thanks & Dream

### 日本国憲法 前文第2項の最後

われらは、全世界の国民が、  
ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、  
平和のうちに生存する権利を有すること  
を確認する。

↑

これが平和的生存権の規定です

# 「避難の権利」とは

狭義の被ばく回避権  
積極的被ばく防護権の行使

原発事故から避難をした人だけの  
正当性を主張するものではない



全ての人の生命・健康に対する根本的な権利

## 被ばくからの自由（「避難の権利」含む）

基本的人権の中でも  
人の生命・健康に関わる最も重大な権利

主体的（能動的）な権利であると同時に  
請求権的（受益権的）側面を併せ持つ

福島原発事故の被害者の  
人権保護についての国連の勧告

第2回UPR勧告(オーストリア)  
グローバル勧告  
社会権規約委員会  
自由権規約委員会  
女性差別撤廃委員会  
第3回UPR勧告(4か国)  
子どもの権利委員会

第3回UPR勧告

2017年

**6.215.**



オーストリア  
政府の勧告

福島の高放射線地域からの自主避難者に対して、住宅、金銭その他の生活援助や被災者、特に事故当時子供だった人への定期的な健康モニタリングなどの支援提供を継続すること。

**6.217.**



ドイツ  
政府の勧告

特に許容放射線量を年間1ミリシーベルト以下に戻し、避難者及び住民への支援を継続することによって、福島地域に住んでいる人々、特に妊婦及び児童の最高水準の心身の健康に対する権利を尊重すること。

**6.216.**



ポルトガル  
政府の勧告

男性及び女性の両方に対して再定住に関する意思決定プロセスへの完全かつ平等な参加を確保するために、福島第一原発事故の全ての被災者に国内避難民に関する指導原則を適用すること。

**6.218.**



メキシコ  
政府の勧告

福島原発事故の被災者及び何世代もの核兵器被害者に対して、医療サービスへのアクセスを保証すること

49

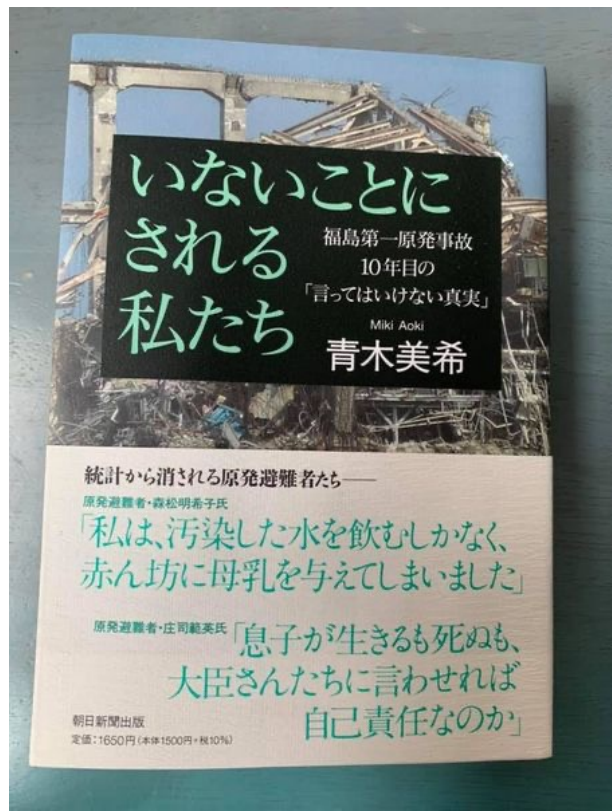
国連の国内強制移動に関する指導原則（国内避難に関する指導原則）

GPID : Guiding Principles on Internal Displacement





わかな十五歳 中学生の瞳に映った3.11@わかな 2021



『国内避難民に関する  
 指導原則』

～30の原則～

「当局は、国内避難民が自らの意志によって、安全にかつ尊厳をもって自らの住居に帰還すること、または国内他の場所に再定住することを可能にする条件を確立し、その手段を与える義務及び責任を負う」  
 など。

いないことにされる私たち@青木美希2021朝日新聞出版

**子どもが守られない社会は、  
誰も守られない社会だと私は思うのです**



## 【目次】

### 第7章 守られない子どもたち—「原発いじめ」の正体

- 7-1 みんなちがってみんないい
- 7-2 おうちが二つ
- 7-3 心が壊れる—アイデンティティの喪失
- 7-4 ローマ法王に救いを求めた17歳の少年
- 7-5 あのと き たくさん死んだから

災害からの命の守り方  
—私が避難できたわけ—  
(文芸社・刊/森松明希子・著)



なんちゃって☆原発ハザードマップ <https://goo.gl/cug0h>

チェックボックスをオンにすると、それぞれの原子力発電所などを中心とする円を地図上に描きます。

東京電力・福島第一原発から半径20kmと30km ⇒ <https://goo.gl/CmEJj>

日本 韓国・北朝鮮・台湾・中国



発電所等	距離 (km)						
	10	20	30	50	100	200	300
<b>営業中の原子力発電所</b>							
泊	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
東通	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
女川	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
福島第一	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
福島第二	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
東海第二	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
柏崎刈羽	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
浜岡	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
志賀	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
敦賀	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
美浜	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
大飯	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
高浜	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
島根	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
伊方	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
玄海	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
川内	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<b>廃炉中の原子力発電所</b>							
東海	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
ふげん	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<b>建設中の原子力発電所</b>							
大間	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<b>計画中の原子力発電所</b>							



## 原発賠償 4 訴訟判決

### 初の統一判断

2 審で賠償額算出 21 審に判決確定 22 23 審に賠償額算出

## 津波試算以上、浸水防げず

【福島県いわき市】福島地裁は、福島県いわき市に所在する福島第一原子力発電所（福一）の賠償責任をめぐり、原告側が提起した 4 件の訴訟について、21 日、22 日、23 日の 3 回、判決を言い渡した。判決は、原告側の主張をほぼ認め、賠償額を算出した。これは、福一訴訟史上、初めて原告側の主張がほぼ認められた判決と見られる。

判決は、原告側の主張をほぼ認め、賠償額を算出した。これは、福一訴訟史上、初めて原告側の主張がほぼ認められた判決と見られる。

判決は、原告側の主張をほぼ認め、賠償額を算出した。これは、福一訴訟史上、初めて原告側の主張がほぼ認められた判決と見られる。

# 国の責任 最高裁認めず

4 件の集団訴訟の争点と判決

原告	争点	一審	二審	最高裁
東京電力の賠償責任	賠償額の算出方法	賠償額は、津波による被害と、福一事故による被害を別々に算出する必要がある	賠償額は、津波による被害と、福一事故による被害を別々に算出する必要がある	賠償額は、津波による被害と、福一事故による被害を別々に算出する必要がある
津波の子供	賠償額の算出方法	賠償額は、津波による被害と、福一事故による被害を別々に算出する必要がある	賠償額は、津波による被害と、福一事故による被害を別々に算出する必要がある	賠償額は、津波による被害と、福一事故による被害を別々に算出する必要がある
健康被害	賠償額の算出方法	賠償額は、津波による被害と、福一事故による被害を別々に算出する必要がある	賠償額は、津波による被害と、福一事故による被害を別々に算出する必要がある	賠償額は、津波による被害と、福一事故による被害を別々に算出する必要がある

4 件の訴訟を巡る一審、二審、最高裁の判断

争点	一審	二審	最高裁
賠償額の算出方法	×	×	×
津波の子供	×	×	×
健康被害	×	×	×
賠償責任	×	×	×

【東京】最高裁は、福島第一原子力発電所（福一）の賠償責任をめぐり、原告側が提起した 4 件の訴訟について、21 日、22 日、23 日の 3 回、判決を言い渡した。判決は、原告側の主張をほぼ認め、賠償額を算出した。これは、福一訴訟史上、初めて原告側の主張がほぼ認められた判決と見られる。

判決は、原告側の主張をほぼ認め、賠償額を算出した。これは、福一訴訟史上、初めて原告側の主張がほぼ認められた判決と見られる。

判決は、原告側の主張をほぼ認め、賠償額を算出した。これは、福一訴訟史上、初めて原告側の主張がほぼ認められた判決と見られる。

## 争点判断せず重み欠く

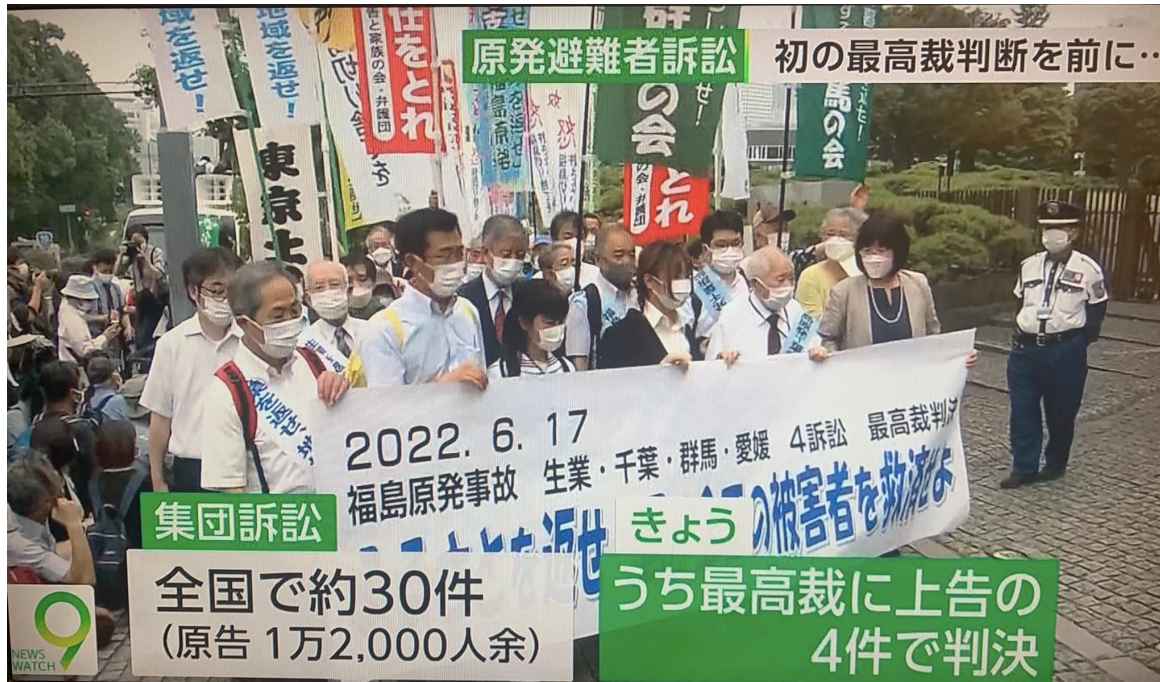
【東京】最高裁は、福島第一原子力発電所（福一）の賠償責任をめぐり、原告側が提起した 4 件の訴訟について、21 日、22 日、23 日の 3 回、判決を言い渡した。判決は、原告側の主張をほぼ認め、賠償額を算出した。これは、福一訴訟史上、初めて原告側の主張がほぼ認められた判決と見られる。

判決は、原告側の主張をほぼ認め、賠償額を算出した。これは、福一訴訟史上、初めて原告側の主張がほぼ認められた判決と見られる。

判決は、原告側の主張をほぼ認め、賠償額を算出した。これは、福一訴訟史上、初めて原告側の主張がほぼ認められた判決と見られる。

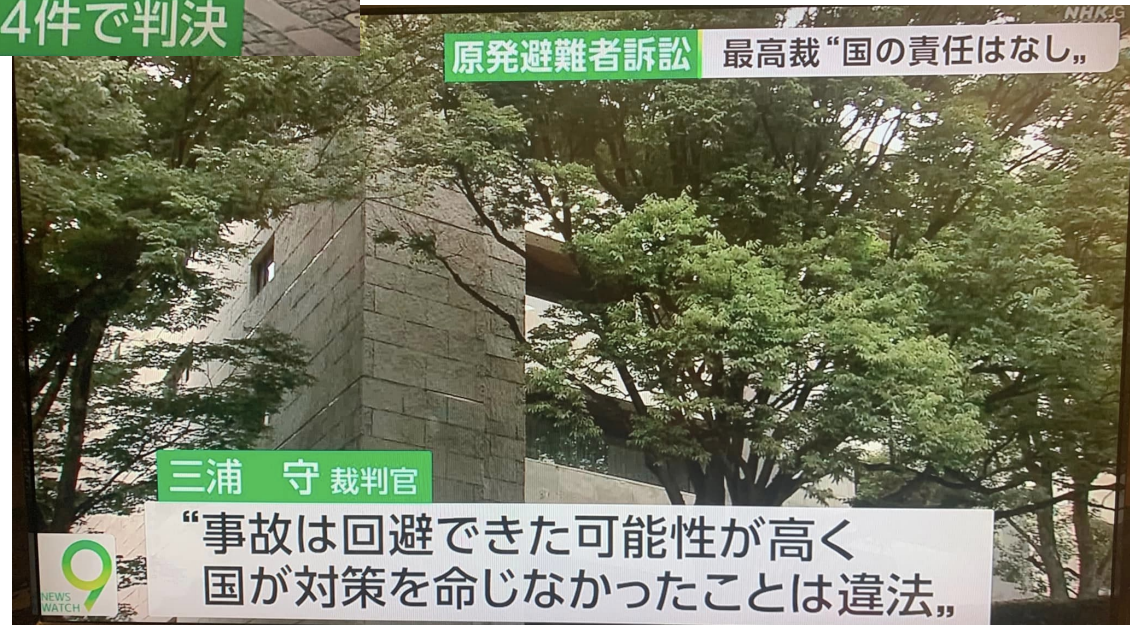
東日本大震災避難者の会

# Thanks & Dream



2022年6月17日  
生業・千葉・群馬・愛媛  
**最高裁判決**  
国の責任 認めず

三浦守裁判官  
たったひとりだけの  
**反対意見**  
国の責任 あり



# Thanks & Dream



◆国際人権法や国連の指導原則では公権力の保護義務が明示されている。

◆国連の**グローバル勧告**でも「健康に対する権利」を保障するよう具体的に勧告が出されている。

加害責任とは別に、  
保護義務としての**基本的人権に基づく保護・救済を**  
政府・避難元・避難先自治体は行わなければならない

○

「国内避難に関する指導原則」身近に感じてもらうための超訳（外務省仮訳を基に）vol.2  
 (2019年12月12日津久井進氏のFacebook上での公表より)

- [序] これは、天災や人災で人権が危うくなった国内の避難した人々のために、国際人権法・国際人道法を反映した手引きだから、みんなに広く周知し、ちゃんと適用してね！
- [原則1] 避難者には、他の人々と同じように権利と自由があるんだよ。
- [原則2] 行政も団体も、この原則を差別なく適用し、ネガティブな解釈をしちゃダメ！
- [原則3] 国には避難者を保護・援助する義務と責任がある。避難者にはそれを要請する権利があるんだ。
- [原則4] いかなる差別もダメ。弱者にはニーズに応じた対応を求める権利があるぞ。
- [原則5] 国の機関は、避難者を生まないよう、人権・人道など国際法を尊重すること！
- [原則6] すべての人に、政府等の勝手な都合や意図で避難を強いられない権利があるんだ。
- [原則7] 避難の前に他の方法を検討すること！悪影響を最小化する！避難者にはきちんと衣食住と安全を確保し、家族を離散させちゃいけない！
- [原則8] 生命、尊厳、自由、安全の権利を侵害するような避難のさせ方はNGだ！
- [原則9] 国には、その土地に特別な愛着や関係を持つ集団の避難を防ぐ義務があるよ。
- [原則10] すべての人の命をまもる。戦争での虐待などもってのほかだ！
- [原則11] すべての人に尊厳、心身・思想の自由の権利がある。特に性的暴行、暴力、脅迫などは厳禁だぞ！
- [原則12] すべての人に自由と安全の権利があるよ。不当な拘束があってはならない。
- [原則13] いかなる状況でも子供が戦闘に関わることは禁止。
- [原則14] 避難者には移動の自由及び居住地の選択の自由があるんだ。
- [原則15] 避難者には、国内の別の場所に行く権利、海外に行く権利、危険な帰還を強いられない権利がある！
- [原則16] 親族の安否を知りたい避難者のために、行政は調査の努力をすること。
- [原則17] すべての人に家族と共に生活する権利があり、離散した家族は再会させるべき。
- [原則18] 避難者には適切な生活水準の権利があり、行政は最低限、①食料と水、②避難所や住居、③衣服、④医療とトイレなどの衛生施設を保証し、女性にも配慮すること！
- [原則19] 負傷者や障害者への差別はダメで、必要な医療や看護を受けるようにすること。
- [原則20] すべての人に、すべての場で、法の前に人として認められる権利があるんだ！
- [原則21] 誰もが財産を恣意的に奪われることはない。
- [原則22] 避難者には、思想、良心、宗教、表現の自由があり、雇用機会を求め、地域社会活動への参画、投票等の権利も、外国人には自国語を使う権利もあるよ。
- [原則23] すべての人に教育に対する権利がある。避難した子供に無償教育を確保するよ。
- [原則24] すべての人道的援助は、差別なく実施すること！
- [原則25] こうした人道的援助を行う責任は国や自治体など行政にあるのだ！
- [原則26] 支援する人々の輸送手段と物資は保護すること。邪魔しちゃういけない。
- [原則27] 国際的な人道組織も、国際基準を尊重し、ニーズと人権に配慮して対応しよう。
- [原則28] 行政には、避難者が自らの意思で住まいを選択するための条件を整え、手段を提供する義務がある。そして、地域の人々が再統合できるように頑張らないといけない。
- [原則29] 避難者が、避難した結果、差別されることはあってはならない。行政は、避難者が被った損害はちゃんと補償するか、公正な賠償が受けられるように支援すること。
- [原則30] 国も自治体も、国際的な人道組織が避難者に寄り添う支援活動を促進してね。

註：正確な翻訳ではありません！あくまで私的な意訳です！

「報告」森松明希子（東日本大震災避難者の会「Thanks & Dream」(サントリ)代表）  
**原発事故避難者に  
 国連「指導原則」に則った人権保護を！**



森松明希子さん

国連の国内避難民の人権に関する特別報告者の訪日調査の日程が報じられたことが一部の避難者・支援者の間で話題になっている。

訪日実現については「歓迎」「期待する」などの声が聞かれるが、筆者は原発事故による国内避難を十一年間継続し、その当事者としての立場から、訪日調査を待ち望んだ一人として基本的には歓迎しつつも、危惧感もぬぐえないということも事実であるため、「避難当事者として、国連の「国内避難に関する指導原則」(GPID)に反していると思われる現状と不保護の十一年をここで指摘したいと思う。訪日調査で他の被災者や避難者、被害者は何を調査してほしいと思っているのだろうか。国連の特別報告者が私や私の子どもたちも含め国内避難の状況にある人々の人権状況についてつぶさに、取りこぼしなく、調査することによって、現

実が明らかとなり、実態に即した適切な保護が実施され、すべての国内避難民の人権状況が改善されることを私は心から希求する。

**国際社会で通用する「基準」規範**

国連の「国内避難に関する指導原則」は、たったの三〇からなる原則であるが、その存在も内容も、日本国内ではあまり多くの人に知られていない。私が原発による国内避難を十一年間続けていて、何より、早い段階からこの指導原則の存在について知ることができたのは、その後、自分自身の基本的な人権が侵害されていることに気づき、即座に反応するうえで非常に有益であったといえる。なぜなら、すでに、国際社会で通用する「基準」としての規範が存在し、極めて具体的に、「誰の」「何の」権利が脅かされているのか、この原則に従って考えることで明確に理

解できたからである(「序・原則3」)。そこで、まず、ざっくりと三〇の原則について、どのようなことが書かれているのか見てみたい。政府和訳(仮)が公表されたのが、二〇一九年十一月、二〇一七年UPRR勧告を受け、政府答弁後であるが、日本語訳があるとないのでは大いに世論の反応も変わってくると思う。

そもそも、私自身も、政府訳がなかったときも、葛田桂先生のグループの対訳を見て学習していた。知っていること、その内容がざっくりとでも良いのでどのようなことが書かれているかを人々が知ることが、自身や他人が置かれた状況を把握するうえで非常に重要なのである。明らかに訳がおかしいとか意図的に間違っている場合に指摘することはもちろん重要ではあるが、まずは、その原則の概要を知ること、理解することの方が、私は大切であると考え(そのうえで、翻

訳や意味が間違っていたら、学習を深めればよい。それでいうと、政府訳をベースに「超訳」に挑み、公表してくださった津久井進弁護士は素晴らしいと思うので紹介したい。前頁(別表)のとおり三〇原則を五〇〇字程度でまとめられているので、ざっと目を通すと当該原則の概要が把握できる。

#### 国連「指導原則」から

##### 事故避難者の実態を検証する

こうして国連の指導原則にざっと目を通してみると、「区域外避難者」だけの問題でも「住宅打ち切り」だけの問題でもないということが容易に理解できると思う。そして、当然ながら、原発事故による国内避難の場合だけに適用されるものでもなく、天災・人災を問わず常居所地から避難を余儀なくされた場合のすべての人に適用されるものであるということが容易に理解できるはずである。「原則1」。そのうえで、「国内避難に関する指導原則」を市民社会が認識したうえで、原発避難の実情が共有され、世の中の原発避難への理解が進むことを私は願っている。

原発事故により多くの国内避難民が発

生し、今なお避難を余儀なくされ、国内避難の状況が続いているが、この国連の国内避難に関する指導原則があるにもかかわらず、不保護、いわゆる棄民の状況が放置されていることが指摘できる。

一番の大きな原因は、避難者数に象徴される実数すら把握されないまま何年も放置された結果、実態も把握されず、結果として、実態に即した指導原則に則した対応ということが指摘できる。このことは、ぜひ、国連の国内避難民の人権に関する特別報告者も実態を調査し、実態自体が把握されないまま見過ごされ続けてきた十一年間を指摘し、報告してほしいと思う。そのうえで、具体的に、例えば、実態も把握されないまま「原発いじめ問題」が生じ、「原則3」では迫害を受けなるとあるが、多くの原発避難者は老若男女問わず、避難元や避難の形態(家族・母子・単身など)を問わず、実態も把握されないことからくる差別と偏見の的に晒されてきた。「国内避難民の人権」という概念を知らない日本社会において、避難が大きさだとか神経質で精神的な問題であるかのように扱われたり、客観的な汚染の事

実や実態とは無関係に線引きをされ、誘誘中傷や差別的に取り扱われたりしてきた。

さらに「原則8」「生命、尊厳、自由、安全の権利を侵害するような避難のさせ方はNGだ」とあるが、尊厳をもつて避難させてもらえたか? その選択肢が用意されていたらどうか?

ただひたすら同心円状や原発からの距離、そして行政区画によって線引きをされ、放射性物質が降り注ぐ中、生命や健康を第一に考慮した基準が用いられたと言えるのか、きちんと検証されるべきである。客観的な汚染があれば、避難の正当性・相当性は認められるはずであり、また、その選択も、年齢・性別などと被ばくに対する脆弱性によってもきめ細やかな生命、自由、安全の権利を尊重するような施策の実施が必要であるところ、そのような選択肢は与えられなかった。また、線引きの根拠についても、客観的な汚染の実態に基づいたわけではなかった点も、「原則8」に反している。また、「原則8」に反している。また、「自主避難」という区別はないのである。この点も、国連の指導原則を知っていれば、

ば、強制避難と自主避難において、賠償、さまざまな保護施策の実施においての異なるまでの差別的取扱についても、その不条理と不合理について即座に是正を求めることができたはずである。しかし実際は、かかる「線引き」によって支援者も行政も避難当事者自身も判断を見誤らせられ、適切な保護から多くの避難者がこぼれ落ちた点が指摘できる。

そのうえ、避難者への支援を行わず、避難基準となる被ばく限度量も年間二〇ミリシーベルトに引き上げたままで、U P R 勧告でドイツから指摘を受けた国際基準の一ミリシーベルトへと引き下げないまま放置され続けている。福島県で行われてきた県民健康調査が縮小されていくことに関しても、U P R 勧告と矛盾するのではないかと国際人権NGOヒューマンライツ・ナウの伊藤和子氏は指摘している。二〇一七年U P R 勧告に先立つ二〇一五年、国連の健康に対する権利の特別報告者であるアナンド・グローバー氏による勧告では、福島県に限定せず、年間被ばく量が一ミリシーベルトを超える地域での甲状態が調査のみならず、包括的な健康調査を行うべきだとしてい

るが、こうした勧告を日本政府は無視したままの状態が続いている。そのような中、原発事故から十一年後の二〇二二年には、当時六・一六歳だった子どもたちが小児甲状腺がんを発症したのは東京電力福島第一原発事故の被ばく影響を受けたからだと裁判所に訴えるに至っている。

国内避難に関する指導原則の中でも

「原則27」において、国際基準を尊重し、ニーズと基本的人権に配慮して対応することが求められているが、生命・健康に対する基本的人権について、まるで配慮もニーズに応えることもなされていない現状が指摘できる。

このような状況であるから、避難した人々は日本全国四十七都道府県すべてに、現在も分かっているだけでも三万人以上の国内避難民として存在している。「原則15」では、自らの生命、安全、自由もしくは健康が危険にさらされるおそれのあるあらゆる場所における強制送還や再定住から保護されると規定しているが、住宅提供の打ち切りを始めとする避難者支援の打ち切りは、実質的に放射線被ばくのリスクを上昇させる危険な場所への強制送還に等しく、二〇一七年三月末の住宅提

供の打ち切り以降、避難当事者・支援者は声を上げ続けたが、一向に改善される様子はなく、自力避難の窮状が伝えられており、避難費用を始めとする資金、体力に限界が生じた世帯から実質的には涙を吞んで帰還、あるいはやむなく別の土地に再定住した世帯も少なくない。

最後に、「原則17」では、離散した家族は再会させるべき、すべての人に家族とともに生活する権利があるとの規定がある。福島原子力機構においていわゆる「母子避難」にみられる分散型の避難形態は極めて特徴的かつ日本特有の事象であると指摘できる。これに対して、家族避難やもともと寡婦世帯での避難とは異なる保護や支援体制が必須であると筆者は長い間提唱してきたが、今なお、その人数や実態も把握されていない。十一年経って、不保護のまま、被ばくに對しても避難に對しても脆弱な子どもたちは、適切な保護を受けることなく大人になり社会に放り出されつつある点も指摘しておく。

※1 国連の国内避難民の人権に関する特別報告者ヒメネス・タマリ氏の訪日調査予定は九月二十六日・十月七日

# 急がれる 政府から独立した 国内人権機関の設立

国内人権機関に関する **10** のFAQ

# National Human Rights Institutions



## Q.4 アジア太平洋地域における 国内人権機関の実情を説明してください

**A** アジア・太平洋地域ではアジア・太平洋フォーラム (APF) が1996年に結成され、常設の事務局がオーストラリアに置かれ、現在は17の国内人権機関が加盟し、国連と連携して活動しています。うちパリ原則(後述)に合致しているとされる正メンバーは、アフガニスタン、オーストラリア、インド、インドネシア、ヨルダン、マレーシア、モンゴル、ネパール、ニュージーランド、パレスチナ、フィリピン、カタール、韓国、タイ、東チモールの国内人権機関です。パリ原則に合致していない准メンバーはスリランカ、モルディブの国内人権機関です。



開れる「国内人権機関」を一人権にも119章が必要で一人権市民会議ブックレットより

APFはアジア太平洋地域の政府から独立した国内人権機関の創設と強化のため支援を行い、政府やNGOへの助言、メンバーの能力強化のためのトレーニングなどを行っています。

## Q.5 国連パリ原則とは何ですか？

**A** 1993年12月20日に国連総会で決議された「国内人権機関の地位に関する原則」(パリ原則)のことです。その内容は次のとおりです。

### 権限と責任を通じた独立性

1. 国内人権機関には、人権を伸長及び保護する権限が付与されること。
2. できる限り広範な職務を与えられ、その構成と権限の範囲は、憲法または法律で定められること。
3. 人権の促進、保護に関するあらゆる事柄について、自らの権限で政府、議会その他関連当局に対し、意見、勧告、提案及び報告を提出すること。

### 構成の多元性の保障

国内人権機関の構成と構成員の任命は、人権にかかわる社会集団の多元的な代表を確保できる手続により行われること。

### 財政上の自立を通じた独立性

その活動を円滑に行える基盤、特に財源をもち、政府の財政統制の下に置かれず、自らの職員と建物を持つことを可能とすること。

### 任命及び解任手続を通じた独立性

真の独立の前提である構成員の安定した権限を確保するため、一定の期間を定めた公的な決定によって任免されること。

### 活動の方法

1. 問題につき自由に検討、調査、協議し、司法その他の機関と協議し、広報し、NGOとの関係を発展させること。
2. 調停を通じての解決を図ること。
3. 法律、規則、行政慣行の改正や改革を勧告すること。



パリ原則に一致する国内人権機関が日本では未設置である

## Q.6 人権擁護法案と国内人権機関にはどのような関係がありますか？

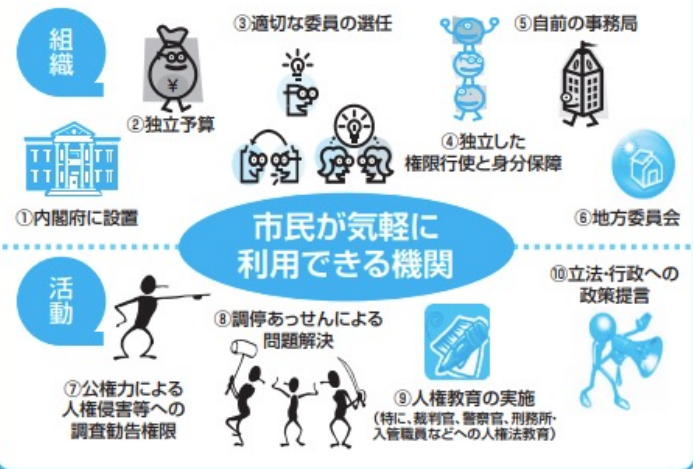
**A** 政府は、2002年に、法務省に人権委員会を置くことを骨子とする人権擁護法案を提案しました。2002年人権擁護法案の最大の問題は、政府からの独立性の欠如です。日本は、1998年の国際人権(自由権)規約委員会第4回政府報告書審査のときにも国内人権機関を遅滞なく設置することを勧告されていました。現行の法務省監督下の人権擁護委員制度では独立性が認められないと指摘されていたのです。

にもかかわらず、政府が2002年に国会提出した「人権擁護法案」では、相変わらず法務大臣の所轄とされ、公権力による人権侵害は主要な救済対象ではなく、委員長と委員は合わせてわずか5名(うち委員長と委員1名の2名のみ常勤)、事務局は法務省職員の様子で、地方での事件は地方法務局任せなど、政府からの独立を求めるパリ原則とはほど遠い内容でした。公権力による人権侵害については、差別と虐待しか特別救済の対象とせず、また、表現の自由と抵触する恐れもあり、法案の審議も行われなまま廃案となりました。

政府は、2008年10月の第5回審査でも「人権擁護法案」で人権機関を設立しようとし、検討中であると答えましたが、審査では法案の問題点に質疑が集中し、国内人権機関を真に「パリ原則」に適合したものとする気があるのかと問われました。

従って、過去の人権擁護法案とは異なる、政府から真に独立した、公権力による人権侵害を広く救済する国内人権機関の設置が求められるのです。

### 「政府から独立した」国内人権機関



## Q.7 日本政府は国内人権機関の設立を国際社会に約束しているのですか？

**A** そのとおりです。政府から独立した国内人権機関を設立することは、国連が世界各国に求めている国際的な人権基準を国内で実行するために不可欠なシステムです。実は、日本政府は、2008年6月の国連人権理事会で、既にパリ原則に基づく国内人権機関の設立を求める勧告のフォローアップを表明しています。

2008年10月国際人権(自由権)規約委員会は、「締約国が未だに独立した国内人権機関を設立していないことに懸念をもって留意し」「締約国は、パリ原則に則り、締約国が承認したすべての国際人権基準をカバーする幅広い権限と、公権力による人権侵害の救済申立を取り扱い且つ行動する権限とを有する独立した国内人権機関を政府の外に設立し、同機関に対して十分な経済的・人的資源を提供すべきである。」と勧告しています。



## Q.8 日弁連はどのような国内人権機関が必要であると提案しているのですか？

**A** 2008年11月、日弁連は真に政府から独立した国内人権機関を内閣府に置くこととする要綱を公表しました。日弁連要綱は、パリ原則に沿って次のような機関を創設することを提言しています。

1. (独立性)委員の選任手続、権限の行使、必要十分な人員と予算を確保することなど、政府からの独立性をもつこと。
2. (多様性)委員会は、多角的に構成され、活動においては市民、NGOと交流し、その意見を取り込む組織であること。
3. (権限)公権力による人権侵害についても広く、調査・勧告権限をもち、国際人権法により認められた人権を取り扱う組織であること。
4. (政策提言)政策提言能力をもち、立法、行政に対し、人権の観点からあるべき方向を示すことができる組織であること。
5. (人権教育)広く人権教育を企画し、実施する活動をする組織であること。
6. (事務局体制)人権の専門家と情熱をもつ多数の職員を擁し、問題の調査・研究・解決ができる組織であること。
7. (市民アクセス)市民が気軽に駆け込める、利用しやすい組織であること。

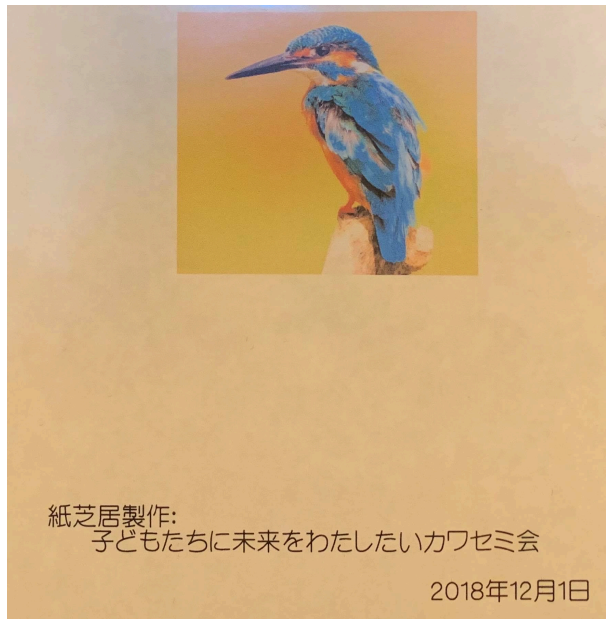
旧法務省案(人権擁護法案)・民主党案と日弁連要綱案との対比表を次に示します。

日弁連パンフレットより

**パリ原則に一致する国内人権機関が日本では未設置である**

東日本大震災避難者の会

# Thanks & Dream



東日本大震災避難者の会

# Thanks & Dream



次の日から

入園式当日

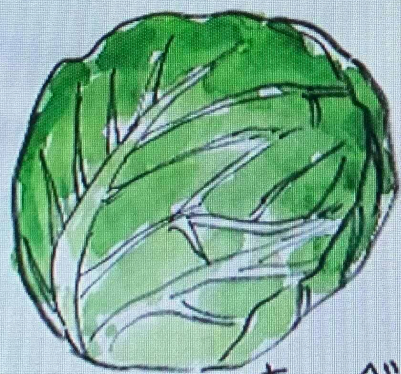








ほうれん草



キャベツ



ペットボトル

飲み物

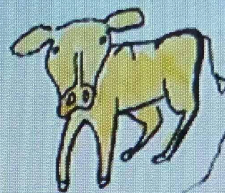
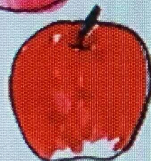
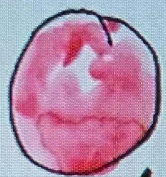


乳牛の牛も  
子牛も



果物・野菜の放射能

100 検査  
ベクレル以下?



ごめんね



牛乳を捨てる!?

ヨーリ  
放射性  
物質

区役所



東京でも  
ペットボトルの水



汚染された水



引っ越し  
1234



またはおなち



土の表面をはぎとり、  
黒いフレコンバッグに入れ、  
放射性物質ごと積み上げている



テレビのニュースでびくくり!!!

福島 → 大阪

決意!



東日本大震災避難者の会

Thanks & Dream

# だれの子どもも被ばくさせない ～「被ばくからの自由」と「避難の権利」～

あなたは避難を「権利」だと考えたことは、ありますか？

2025年10月26日

経済理論学会第73回大会@名古屋大学  
問題別分科会：オルタナティブ社会Ⅲ

森松明希子

東日本大震災避難者の会

Thanks & Dream

福島原子力惨禍から15年  
だれの子どもも被ばくさせない  
～「被ばくからの自由」と「避難の権利」～

あなたは避難を「権利」だと考えたことは、ありますか？

2026年

原発賠償関西訴訟原告団代表

東日本大震災避難者の会 THANKS & DREAM（サンドリ）代表

森松明希子